

広島県訓令第一号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の使用) 第十一条 (略) 2-4 (略) 5 公印は、<u>執務時間内</u>に使用するものとする。 ただし、<u>緊急やむを得ない理由</u>により、あらかじめ公印管守機関の文書事務取扱主任の承認を得たものについては、この限りでない。</p>	<p>(公印の使用) 第十一条 (略) 2-4 (略) 5 公印は、<u>勤務時間内</u>に使用するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
95	(略)	(略)	(略)	(略)
96	〃	〃	〃	東部こども 家庭センタ ー三原支所
97-200	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
95	(略)	(略)	(略)	(略)
96-199	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。